

令和 2 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03340

研究課題名（和文）憲法多元主義・国際立憲主義と接続した多層的立憲主義に基づく憲法的統制の展開

研究課題名（英文）Development of Constitutional Control based on Constitutional Pluralism, International Constitutionalism, Multilevel Constitutionalism

研究代表者

齊藤 正彰（SAITO, Masaaki）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60301868

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）： 憲法多元主義・国際立憲主義・多層的立憲主義の枠組みにおける考察によって、多層的構成が国法体系における憲法的統制の不足を補完する、ということが示された。国内立法者は国際協力における人権保障に適合するように国内法を整備することを求められている。他方で、国内裁判所は、国際規律を顧慮しながら国法体系について検討しなければならない。そして、このような多層的立憲主義は、政府の対外活動に対する憲法的統制の可能性にもまた、影響を及ぼすと考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EU法秩序の理論として登場した憲法多元主義は、国際社会の法構造を把握するグローバル立憲主義へと展開した。また、国際立憲主義は、国際法秩序を人権と立憲主義を機軸として理解しようとしている。本研究は、これらの視座から学問領域を超えて総合的に検討するという学術的意義を有するとともに、国際協力における国家機関の対外的活動の憲法的統制を補完するしくみを追究するとともに、従来の判例と学説の理論的な障害を解析して、その除去を図ることで判例実務の合理的な進展を支えるという社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）： The study in the framework of constitutional pluralism, international constitutionalism and multilevel constitutionalism provides that the multi-layered structure complement the insufficiency of the constitutional control in domestic legal systems. The domestic legislature has to consider the protection of human rights in international cooperations in implementing the domestic law, while the domestic courts have to take the international regime into consideration when reviewing the national legal system. And this multilevel constitutionalism may also have some influence on the possibility of the constitutional control over the diplomatic activities of the government.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 国際規律 多層的立憲主義 憲法的統制 立憲主義 条約

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を計画したとき、国際法学においては、国際協力のための国際機構ないし国際規律が、その目的のために国家の統治制度を利用していると説明されることがあった。国法体系を外部に開放する今日の「開かれた国家」においては、EU法や欧州人権条約のような国際規律の高度化のみならず、グローバル化による国境という敷居の低下によっても、国際社会の多元的法秩序と国法体系の接触・融通が発生するのである。融通化で流出したものの補償の問題としての「民主主義の赤字」は、日本でも生じうる（いわゆる安保法制やTPP等もこの問題を抱えていた）と考えられた。しかるに、国法体系に受け入れた国際規律への「対応」を論ずるそれまでの日本の憲法学の枠組みは、EU統合や欧州人権条約機構の経験を有する欧州諸国と異なり、多元化・深化した国際規律の現況を捉えることができていなかった。その背景には、国際法秩序と国法秩序の関係についての一元論・二元論・等位理論、条約の国内的効力論・国内適用論といった、憲法学の依拠する道具立てが、専ら国際法を一律に把握した上で、国法体系内部の視点から論じるものであることがありとみられた。

(2) 本研究代表者も、当初は、国法体系における条約への「対応」という従来の学説の枠組みを基調としつつ、憲法の国際協調主義と他の基本原理との間の調整の問題として考察していた。そのうえで、多様な国際規律への憲法の「対応」を考察してきた。しかし、個々の国際規律への対応にとどまらず、深化する国際協力のための法秩序と国法体系の関係を検討することの重要性に考え至り、多層的立憲主義の構想に到達したのであった。

そうした研究成果から、本研究代表者は、国際法秩序と国法秩序の関係において国法体系内部の視点から国際規律への「対応」を考えるだけでなく、各国法秩序を含む国際社会の多元的法秩序と国法体系の関係を鳥瞰的視座から捉えるという本研究の着想を得た。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、グローバル化した国際社会における、(i)国際協力のための国際規律の深化と、(ii)国家機関の活動の対外関係性の増大について、多層的立憲主義に立脚して憲法的統制の再構築を試みるものであった。その際、国際法秩序と（自国の）国法体系のみを捉える従来の視座による制約からの脱却を図るため、(A) EU法学における憲法多元主義に淵源するグローバル立憲主義と、(B) 国際法学・国際関係論における国際立憲主義の議論を、その問題意識にまで遡及して検討し、これら隣接領域の知見に憲法学の観点から応答するものである。そのうえで、本研究は、(C) 今日の国際社会の多元的法秩序と国法体系の「交叉ないし連結」を憲法秩序に位置づけ、国際規律に関する近年の最高裁判例・学説の模索を合理的に進展させるような知見を得ることを目指した。

(2) 本研究は、第1に、「開かれた国家（国法体系を外部に開放した国家）」における国際社会の多元的法秩序と国法体系との「交叉ないし連結」のありようと、憲法秩序への位置づけを明らかにするため、国法体系内部の視点から国際法秩序と（自国の）国法体系を一对一の関係と捉えて国際規律への「対応」を考える従来の議論枠組みに換わるものとして、EU法研究における憲法多元主義に淵源するグローバル立憲主義の検討を行うこととした。憲法多元主義は、EU法秩序と各構成国の法秩序の関係を解明する理論として登場したものであるが、EU法の領域を超えて、国際社会の法構造を説明するグローバル立憲主義とも称されるようになっていた。その汎用性ととともに、理論の本質的な射程距離についても究明することを狙いとした。

本研究は、第2に、国際協力の現況の多様性に鑑み、国法体系との「交叉ないし連結」が問題となるような固有の法体系を有するには至っていない協力関係もあることから、そのような国際協力における国家機関の対外的活動の統制について、（国家の）憲法的統制を補完しうるしくみを追究するものである。そのため、国際法学・国際関係論における国際立憲主義の検討を行うこととした。今日の国際立憲主義は、国際機構の組織・権限を論ずるにとどまらず、各国憲法の立憲主義と共通する人権保障に立脚した国際社会の構成を論じるものである。そこに、国内憲法の人権保障との通有性を見出し、国際協力に関わる国家機関の統制について議論の接続可能性を示すことを狙いとした。

このようにして明らかになった、伝統的な議論との問題意識および論理構成の相違を踏まえて、憲法多元主義・国際立憲主義と接続した多層的立憲主義の構想を総合的に提示することを目的とした。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は、国際社会の多元的法秩序と国法体系の「交叉ないし連結」を憲法秩序に位置づけるため、研究期間内に明らかにすべき内容を、3年間の研究期間における各年度の中心的な検討テーマとして配分して、研究の推進を図るものという方法を採用した。すなわち、(A) 欧州統合

を見据えた憲法多元主義に淵源するグローバル立憲主義の検討（平成 29 年度）と、(B) 国際法秩序を人権から基礎づける国際立憲主義の検討（平成 30 年度）との接続を基盤として、(C) 高度化する国際協力と増大する国家機関の対外的活動の立憲的統制を可能とする「開かれた国家」における多層的立憲主義の構想を総合的に展開する（平成 31 年度＝令和元年度）という計画をもって、研究全体を推進することとしたのである。そのようにして、グローバル立憲主義と国際立憲主義という隣接領域の知見を導入しつつ、それに憲法学の観点から応答することで、国際協力のための国際規律の現況を解明するという方途を講じたのである。

これらの検討は、基本的に所属機関の所蔵文献を活用しつつ、未所蔵のものは購入または複写するなどした。また、所属機関および所属学会等において協力を得られる他領域の研究者との意見交換によって、本研究の内容を検証するようになった。そのため、国内他大学での研究会等にも積極的に参加し、本研究の内容と方向性を検証するよう努めた。

(2) 平成 29 年度は、中心テーマとして、憲法多元主義に淵源するグローバル立憲主義の検討を行うこととし、まず、グローバル立憲主義に関する内外の議論の現況を確認することとした。そして、グローバル立憲主義の原型である EU 法学における憲法多元主義の議論について、論者の問題関心に留意しつつ整理し、さらに、憲法多元主義・グローバル立憲主義に批判的ないし懐疑的な見解についても検討するものとした。

そこでは、憲法多元主義の議論の主要な源流とされる、ドイツ連邦憲法裁判所のマーストリヒト判決のいう「国家結合」に対して展開された「憲法結合」の議論の問題意識と射程を再確認するという方法で研究を進めることとした。国法体系と国際規律の「交叉ないし連結」が生じていることを真摯に考えたとき、憲法多元主義ないし憲法結合の着想は重要な意味を有するとみられたからである。

(3) 平成 30 年度は、中心テーマとして、国際法学・国際関係論における国際立憲主義の検討を行うこととし、国際社会の「立憲化」の主張として、国際機構の制度・構造に関心を有するものと、国際法に人権保障を定礎することに関心を有するものとの異同にも留意しつつ、後者に重点を置きながら国際立憲主義の内容を整理・検討することとした。前年度に検討を進めた憲法多元主義・グローバル立憲主義と国際立憲主義との重なりと相違を考察し、次年度における多層的立憲主義の総合的構想への見通しを得るという方法をとった。

(4) 平成 31 年度は、中心テーマとして、「開かれた国家」における多層的立憲主義の総合的構想を検討することとした。グローバル化した世界を総体としてみると、国際協力に参加する各国の法体系も、相互に影響を与え合うものと解された。国際法秩序と国法秩序が一元的か二元的かではなく、分散して多元的に存在する国際社会の各法体系は「交叉ないし連結」する関係にあると想定される。かつての国内法の規律領域に国際法が規制を及ぼしているといっても、それは完結した制度ではなく、何らかの形で国法体系を利用している。そこで、(A) 国法体系と国際規律の「交叉ないし連結」が強度に生じており、多元的な法秩序が密接に繋ぎ合わされる状況における憲法多元主義・グローバル立憲主義の枠組みと、(B) 「交叉ないし連結」が深化していない状況における国際立憲主義の意義と国家の対外的活動の憲法的統制の射程とを、(C) 多層的立憲主義の構想において総合的に提示するという方法で研究を進めることとした。

その際、国法体系と多元的法秩序の「交叉ないし連結」と、国際規律の実施のために国内機関を動員する状況は、国法秩序の開放による「開かれた国家」を前提とするものと解された。国際法優位の一元論が強かった日本では意識されにくく、ボーダーレス化と混淆されることもあるようにみえるが、グローバル化を理論的に検討するためには、「開かれた国家」(国法秩序の開放)の論点はここでの検討に値すると考えたのである。「開かれた国家」については従来も研究の視野に入れていたが、改めて議論の進展と全体像を確認しておくこととした。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究は、(i)国際協力のための国際規律の深化においては、各国法秩序との関係・影響も等閑視できず、それぞれの法体系を有する国際制度が並存する状況(国際法の断片化)が問題となることも視野に入れ、これまでの研究において国際人権条約や国家の対外的活動を焦点として考察した多層的立憲主義の構想を、多様で多元的な国際協力の法秩序を捉える枠組みとして発展させるものである。さらに、(ii)国家機関の活動の対外関係性について、特別の法体系を有しない国際協力関係における(国家の)憲法的統制を補完するものとして国際立憲主義に注目することで、多層的立憲主義の構想を多元的・立体的に充実・発展させた。

(2) 本研究に関する具体的成果として、以下のような知見が得られた。

① 憲法多元主義は、複数の憲法秩序が相互補完的な大きな憲法秩序を構成することを意味するものと解され、EU 法と EU 構成国の国内法の関係ないしその全体像を描く法秩序構想として支持を得てきており、さらにグローバル立憲主義として国際社会の法秩序構想として注目されることが明らかになった。そして、憲法多元主義は、単一の妥当根拠において EU 法秩序と構成

国法秩序を統一することは考えず、両法秩序は相互にその存在を承認して影響し合う非階層的な法秩序を構成すると考えるものであり、その相互関係の中には、条件ないし限界があるとはいえ、相互間の調整のためにEU法の優位という一定の優先関係があること、そのような憲法多元主義に淵源するグローバル立憲主義の内容は、日本において国際社会の法秩序を考えるために援用される素地を有していると解されることを示した。さらに、公権力を制限して人権を保障するという立憲主義の多層化の可能性を探るという本研究課題に結びつく観点から、人権の国際的保障について考察する論稿を共著書向けに執筆していたが、内容を精査・拡充して公刊した。

② 国際法秩序を人権保障が機軸となる立憲主義の発展として理解しようとする国際立憲主義は、他方で、国家の立法府を介さずに市民生活に影響する規範が形成される場合にも関わる。ここでは、国際的法規範の正統性の問題に関して、憲法学において重視されることの多い民主的正統性に対抗する価値によって国際的規律の進展を正当化するアプローチが示されるとともに、国際的に活動する私的主体による国内法制への影響の問題のように、グローバル化の進展から生じる従来の国際規律や国内法制の限界への対処にも議論が及ぶ。こうしたグローバル社会における国内の立憲主義と条約体制の進展に結びついた立憲化理論の関係を論ずることは、国内議会による統制を民主的正統性の本質とする議論から国際条約体制の立憲的正統性を擁護する意味を有し、権力分立を重視する憲法学の議論との接近と相違、国際条約体制の立憲化と国内憲法の立憲主義との間の実現方法の相違などについての考察を進め、多層的立憲主義の構想を提示する基盤を得た。さらに、公権力を制限して人権を保障するという立憲主義を、国際機構を関わらせて多層化する可能性を探る、という本研究の関心から、欧州人権裁判所の判例について検討し、共著の判例集において公表した。また、本研究と競合する近時の注目される学説につき、学会誌における書評のかたちで批判的に検討した。

③ グローバル立憲主義と国際立憲主義に関する知見を導入しながら、近年の日本の最高裁判例にみられる国際人権条約の援用方法の揺れを憲法学の観点から解析した。グローバル化した世界を総体として観察すると、国際協力に関与する各国の法体系も相互に影響を与え合う関係にあることが理解できる。今日の国際法秩序と国法秩序の関係は、それが一元的か二元的かという問題意識において容易に整理できるものではなく、分散して多元的に存在する国際社会の各法体系は「交叉ないし連結」する関係にあるとみるべきであることが判明した。かつての国内法の規律領域に国際法が規制を及ぼしているといっても、そこには国際法規範だけで自立・完結した制度が存在するわけではなく、国際法規範の執行のために何らかの形で国法体系を利用しているのである。このように国際協力のための国際規律の現況を解明したことを踏まえて、関連する論点について、法科大学院において国際法担当教員と共同開講する「国際人権法」の授業において、学生に検討結果を示しつつ検討と議論を推進した。また、そうした視座から、従来の憲法判例を再検討し、その成果を判例教材の解説にも反映させた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 245号
2. 論文標題 海外渡航の自由と旅券発給の拒否：帆足計事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿【編】『別冊ジュリスト 憲法判例百選 〔第7版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 234 235
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 29号
2. 論文標題 書評：山田哲史『グローバル化と憲法 - 超国家的法秩序との緊張と調整』（弘文堂、2017年）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 112 113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻
2. 論文標題 私生活の尊重とGPS監視 犯罪捜査のためのGPSによる車の位置情報の監視 ウズン判決（Uzun v. Germany）[2010]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小畑郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二【編】『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社）	6. 最初と最後の頁 250 254
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻
2. 論文標題 伝聞証拠法則と条約6条 「唯一または決定的」ルールの緩和 アル・カワジャおよびタヘリ判決（Al-Khawaja and Tahery v. the United Kingdom）[2011、大法院]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小畑郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二【編】『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社）	6. 最初と最後の頁 265 269
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻
2. 論文標題 いくつかの基本権をめぐる(第5章ドイツ 保障される人権の特徴 5)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一【編著】『世界の人権保障』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 110 115
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻
2. 論文標題 人権の国際的保障(第10章)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一【編著】『世界の人権保障』(三省堂)	6. 最初と最後の頁 205 224
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中村睦男・常本照樹・岩本一郎・齊藤正彰【編著】	4. 発行年 2020年
2. 出版社 教材憲法判例〔第5版〕	5. 総ページ数 616(1 616)
3. 書名 北海道大学出版会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----